

# パウル・ヘンゼルの経済体制論と東西ドイツの統一

鉢野正樹\*

## Paul Hensel's Theory of Economic System and Unification of Germany

Masaki Hachino \*

*Received November 1, 2004*

### Abstract

1. The historic conclusion of the German unification in 1990 is as follows: Firstly, it was the end of “two states, one nation” in Germany. Although the change came as a result of the Russian perestroika, it is not to be forgotten that there also existed strong desire for the unity on the part of German people. Secondly, it meant the close of administrate society on the part of East Germany. Only after the unification, it came to be widely known how the daily life of the civilians had been under the watch of the secret service “Stasi”. Thirdly, it was the demise of Marxian prophecy. What happened in reality in 1990, was not unavoidable transformation of capitalism to socialism or communism, but its reverse.
2. Concerned with the transformation of economic system in Germany, Paul Hensel had pretty exact insight into the direction of the change. His successful estimates were owing to his idealistic explanation of history, the dichotomy of economic system and the theory of interdependence of orders (Interdependenz der Ordnungen). Thanks to the idealistic explanation of history, he was free of the materialistic dialectical explanation of Marxism. The dichotomy of economic system enabled him to have clear-cut insight into the transformation of eastern to western system. There could be no other choice of economic system than the market economy for East Germany, if the change became inevitable for it. He is also right in emphasizing that the transformation has to be not partial, but total, for the state can not consist of partial order units such as political, economic and social systems, but of one interdependent unit.

---

\* 未来創造学部  
School of Future Learning

3. As for the task to be done after the unification, one can refer to the two points. One is that it is rather easy to imitate and introduce any system or institution and like these, but its real implementation needs something serious. If one is really serious concerning the transformation of the former system, one must begin with the deliberate setup of the adequate conditions for the build-up. The other is that the system consistency must be sustained, even if the unification involves inevitably two different ideological principles, individualistic and collectivistic, according to Alfred Schüller and Ralf Weber. The western system of state consists of democracy, market economy and contract society. They are all based on the same ideological principle, although the denomination may be different from liberalism to individualism. One can not be mistaken of the system consistency, when it matters to build only one of the two systems.

## 一 ヘンゼルの予測

### (一) ベルリンの壁の崩壊

1989年11月9日(木)、東西ドイツ分断の象徴であったベルリンの壁が崩れた。この日午前零時をもって、エゴン・クレンツ政権下の東ドイツ政府は東ドイツのすべての検問所を開放した。東西両ドイツの若者たちがベルリンの壁の上に立ち、ある者はハンマーを振るって壁の解体を行った。あれから15年が経ち、2004年の現在、かつての壁は舗道にその痕跡をとどめるだけになっている。

ベルリンの壁の消滅にともない、東西両ドイツは「二つの国家と一つの国民」(two states, one nation)<sup>(1)</sup>から「一つの国家と一つの国民」(one state, one nation)へと再統一された。二つの国家が一つの国家に統一されるには、政治・経済・社会の全ての生活領域で既成の制度が統合されねばならない。政治では、東西に分かれて存在する二つの議会、二つの政府、二つの最高裁判所が一つに統合されなければならない。特に、経済では厳しく対立した二つの経済体制の統合が必要だった。社会でも、社会保障制度の統合が必要だった。

ドイツの再統一は、東西両ドイツの間で締結された二つの国家条約によって進められた。一つは、1990年5月18日に東西両ドイツの蔵相の間で調印され、7月1日に発効した「通貨・経済・社会保障同盟創設に関する条約」<sup>(2)</sup>であった。もう一つは、1990年8月31日に東西両ドイツの内相によって調印され、9月12日のモスクワでの2プラス4外相会議(東西両ドイツ+米英仏ソ)の承認と、9月20日の東ドイツの人民議会、西ドイツの連邦議会と連邦参議院の議決を経て10月3日に発効した「ドイツ統一条約」<sup>(3)</sup>であった。

以上の統一へのプロセスは、ドイツの再統一が、まず経済と社会の統合に始まり、次に政治の統合へと進み、そして国家の統一に至ったことを示している。ドイツの統一は、現在EU(欧州連合)で進行している経済・社会・政治の統合からEU統一に至る動向に一つのモデルを提供した。

ドイツの統一を完成させた二つの国家条約には、先行した「通貨・経済・社会保障同盟創設に関する条約」と、後続した「ドイツ統一条約」との間に、当初はどれだけかの猶予期間が予定されていた。しかし、二つの国家条約の発効日は7月1日と10月3日で、その間わずか三カ月と短かった。その理由は、通貨・経済・社会保障同盟の開始後、東ドイツに失業者増加等の

経済問題が生じ、これに危機感を覚えた東西両ドイツの政権政党CDU（キリスト教民主同盟）が、統一を急いだためであった<sup>(4)</sup>。

先行した国家条約である通貨・経済・社会保障同盟の準備は、ベルリンの壁の崩壊から数ヵ月後の1990年2月に東西両ドイツで始められた<sup>(5)</sup>。この国家条約で、両ドイツは通貨を西ドイツ・マルクに統一すること、西ドイツ連邦銀行を中央銀行とすること（国家条約 第1条2項、第10条）等、経済においては、経済体制を西ドイツの社会的市場経済に統一すること（国家条約 第1条3項）等、また社会保障制度においても、東ドイツが年金、疾病、労災、失業の各保険制度を西ドイツに一致させること（国家条約 第1条4項、第17条～25条）等で合意した。

これで明らかのように、その合意内容は東ドイツが西ドイツの経済体制である社会的市場経済を全面的に受け入れるものだった。

さらに、三ヵ月後に成立した国家条約（「ドイツ統一条約」）は、すでに「通貨・経済・社会保障同盟の創設に関する条約」がその前文で示唆したように、基本法（西ドイツ憲法）の第23条の規定によって、新しい憲法の制定なしで新しい国家を誕生させた。基本法第23条は、西ドイツ以外の東ドイツ諸州について以下のように規定してあった。これら東ドイツ諸州には、「（基本法）は、加盟後に効力をもつ」と。

基本法第23条を適用するため「ドイツ統一条約」は、第1条で「基本法第23条に基づく東ドイツの西ドイツへの加入が1990年10月3日に効力を発するとともに、ブランデンブルグ、メクレンブルグ・フォアポンメルン、ザクセン、ザクセン・アンハルト、およびテューリンゲンの各州は、連邦構成州となる」<sup>(6)</sup>、第3条で「加入の効力が発する時点をもって西ドイツ基本法が前記五州および東ベルリンに適用される」<sup>(7)</sup>と定め、これによって、新憲法の制定なしで国家の統一を完成させた。

東ドイツの諸州が基本法の効力を受けることによって、東ドイツの憲法は効力を失い、東ドイツは国家としての歴史的使命を終えた。この国家条約によって、二つの国家の問題は自動的に解消した。ドイツのすべての州が基本法の下で、基本法の定める立法・行政・司法の各機関を共有することになり、基本法は実質的に憲法の地位を占めることになった。これによって、経済体制と同じく政治体制でも東ドイツは西ドイツに従うことになった。ドイツの統一は、東ドイツの西ドイツへの合併吸収と評されるのはこのためである。

このようにしてドイツは、民主政治（Demokratie）、法治国家（Rechtsstaat）、社会国家（Sozialstaat）、連邦国家（Föderalstaat）を国家秩序の四つの原則とすることになる<sup>(8)</sup>。集権型東ドイツの国家体制は解体し、分権型西ドイツの国家体制が存続することになった。

ここに通貨・経済・社会保障同盟が前文に記した「1989年秋に東ドイツで平和的民主的革命が行われたという事実」を転機として、戦後に始まったドイツ分断45年の歴史（1945～1990年）は終わることになった<sup>(9)</sup>。

## （二）ドイツ統一の歴史的帰結

ドイツ再統一による新しい歴史の始まりは、同時にドイツ分断による古い歴史の終わりであった。ドイツ分断時代の歴史的帰結とは、なにであったのか。

第一に、それは冷戦構造によって引き裂かれた二つの国家の終わりであった。さらに、二つ

の国家共存の終わりであり、一つの国民が二つの国家をもつ時代の終わりであった。確かに、この歴史的帰結は、ミカエル・ゴルバチョフのペレストロイカ政策なしではありえなかった。しかし、冷戦の終わりが、自動的にドイツ分断を終わらせたのではない。東西両ドイツ国民に統一への願望があったればこそ、統一が実現したのである。この願望は、両国憲法に異口同音に記されている。

1949年5月23日に発布された西ドイツ基本法は、その前文で「全ドイツ国民は、自由な自己決定で、ドイツの統一と自由とを完成するように要請されている」と記し、5ヶ月遅れで1949年10月7日に発布された東ドイツ憲法は、第1条第1項で「ドイツは不可分の民主的共和国である。これはドイツ諸州の上に建設される」と記して、ドイツの統一を目標に掲げていた。

ドイツ史に繰り返し現れる統一と自由への願望は、ドイツ史を概観する誰の目にも明らかである<sup>(10)</sup>。そして、ベルリンの壁の崩壊は、偶然にも統一と自由への願望を同時にかなえさせた。ドイツ再統一の歴史的帰結とは、ドイツ国民にとって伝統的な統一への願望の実現であり、これがドイツにおける二つの国家の歴史を終わらせた。

第二に、それは東ドイツ管理社会の終わりであった。統一後、世界に広く知られるようになったシュタージ (Stasi) (Staatssicherheitsdienst 国家保安省) は、東ドイツ社会の隠された現実を明るみに出した。シュタージは、体制批判を封殺するための、閉ざされた社会 (closed society) の監視機関であった。シュタージによって監視された社会は、たとえ社会が安定したとしても発展しない。それは、相互批判によって発展する開かれた社会 (open society) とは対照的である。ドイツの統一は、相互監視でしか安定させられない閉ざされた社会の終わりであった<sup>(11)</sup>。

1990年10月3日リヒャルト・ヴァイツゼッカー初代ドイツ大統領は、国家統一の記念式典の演説でシュタージに触れて以下のように述べた。

「東ドイツの旧秘密警察が残した不信の塊という遺産は、特に重く心を圧迫する一章である。旧体制派の力は失われたが、それによってできた心の傷はまだ生きている。

そのような国家の政治的理念が悪かったのではない。それを絶対的真理としたことが悪であった」<sup>(12)</sup>

ヴァイツゼッカーは、ドイツ再統一の祝日での演説のため旧東ドイツに十分配慮してはいたが、ことシュタージについては容赦しなかった。ヴァイツゼッカー演説で傾聴しなくてはならないのは、単に百万人を超える東ドイツからの脱出者、延々と伸びる鉄条網、高い壁、そして地雷によって逃亡を阻まれ命を落とした犠牲者、親友や伴侶でさえも密告者であったという監視社会と管理社会への批判だけではない。それは、ヴァイツゼッカーが「国家の政治理念が悪かったのではない。それを絶対的真理としたことが悪であった」と表現した、目的は手段を聖化しないという平凡な真理であった。目的がよければよいほど、これを実現する手段もまたよいものでなくてはならない。目的がいいから、どんな手段を使ってもいいということにはならない。

例えば、東ドイツが1949年の憲法の前文で掲げた「人間の自由と権利を擁護し、社会と経済生活を社会正義によって形成し、社会進歩に寄与し、諸外国との友好を促進し、平和を確保する」という政治理念は決して悪くなかった。しかし、この目的を実現するために、強権をもって国民を服従させたことが悪かった。

東ドイツは、目的のために手段を誤った多くの歴史の事例の中に、もう一つの事例を残す国家となった。東ドイツは西ドイツに比べて、機能的でなくても人間的な国家の形成に成功していたならば国家を消滅させることはなかった<sup>(13)</sup>。東ドイツは、たとえ豊かでなくても、睦まじい国家であったなら存在理由を失わずにすんだ。しかし、シュタージに代表される管理社会は、豊かでもなく、睦まじくもない国家を作り出した。この管理社会の歴史的帰結が、ドイツの統一であった。

第三に、それはマルクスの歴史理論の終わりであった。マルクスの歴史理論を、弁証法的史的唯物論と理解すると、これは東ドイツの歴史家ヨハヒム・シュトライツントによれば以下のようなようになる。

「歴史の法則——これは説明が必要な概念である。カール・マルクスはその著書『経済学批判』の序文で、いまでは古典的になっているが、次のような命題を示している。『歴史上の発展のある段階では、社会の物質的生産力は、現にある生産関係と矛盾してくる。いいかえると、その法律的表現にすぎないが、これまで社会の物質的生産力が働いていた所有関係との間に矛盾を生ずるものである。生産力の発展形態から、従来の所有関係が生産力を拘束するように変わるのである。そうしたときに、社会革命のひとつの時期が現れるのである』」<sup>(14)</sup>

マルクスは以上のように、生産関係と生産力との弁証法的発展によって人類の歴史を説明した。生産関係と生産力の間には、たとえば、人間の身体と衣服のような関係がある。生産力と同じように身体が大きくなれば、衣服と同じように生産関係も新しいものに代えられる。身体の変化が衣服の変化を必要とし、逆に衣服の変化が身体の変化を督促する。このように、生産関係と生産力の間にも互いに他を否定しあいながら発展する弁証法的関係があるという。これが、マルクスの歴史理論であった。

マルクスの歴史理論を人類の歴史に当てはめ、シュトライツントは以下のように述べた。

「こうしてマルクスはフリードリヒ・エンゲルスとともに、人類の道は原始社会から、奴隷制、封建制、資本主義のような、階級の対立と闘争とによって刻まれた歴史を持つ社会を経て、社会主義社会へと、そして最後には共産主義社会へと進んでいくものであることを証明した」<sup>(15)</sup>

シュトライツントの言うように、マルクスによれば階級の対立と闘争をもつ資本主義は、階級の対立と闘争をもたない社会主義、そして共産主義へと必然的に移行する。しかし、1989年秋東ドイツで始まった平和的民主的革命は、マルクスの予言とは逆に社会主義、あるいは共産主義から資本主義への移行であった<sup>(16)</sup>。

マルクスの歴史理論には賛否両論があるが、「秩序の思惟」(Denken in Ordnung)の立場に立って、マルクスの歴史理論を「歴史発展の思惟」(Denken in geschichtlichen Entwicklung)として真っ向からこれに対立したのは、ドイツの戦後を代表する経済学者ワルター・オイケン(1891-1950)であった<sup>(17)</sup>。

オイケンにとって歴史とは、人間が主体的に形成するものであって、決して歴史の発展法則に人間が従うべきものではない。したがって、歴史発展の思惟が前提とする歴史の法則性あるいは必然性は承認しない。秩序の思惟は、人間が直面する問題解決にこれに適合した秩序の発見・形成・維持をもって応えようとする。オイケンは、マルクスのように資本家と労働者による資本制的生産関係が、生産力の発展によって、生産手段を共有にし、階級差別もない社会制

的・共産制的生産関係へと必然的に移行することを認めない。以上の点を、オイケンの言葉で説明すると以下ようになる。

「歴史においては、誰もあらかじめ言い当てることのできないような予想もできなかった転換が起こることが珍しくない。歴史家は本質的な歴史の傾向を認識し、将来の危険を警告できるだけである。しかし、これはいわゆる発展法則によって予測を立てるということではない」<sup>(18)</sup>

東ドイツで生じたのは、資本制的生産関係から社会制的・共産制的生産関係への体制転換でなく、全くその逆であった。それはオイケンの言った「予想もできなかった転換」であった。そして、オイケンの言った「発展法則による予測」を覆す歴史であった。故に、ドイツ統一の歴史的帰結はマルクスの歴史理論の終わりであった。

### (三) ヘンゼルの予測

オイケンの後継者パウル・ヘンゼルは、東西両ドイツの再統一を相当早くから予測し、1960年代の論文で自己の見解を明らかにしていた。しかし、ヘンゼルの予測は、オイケンのいう秩序の思惟によるものであり、オイケンの批判した歴史発展の思惟によるものではなかった。

ドイツの統一は、結果としてはヘンゼルの予測に近い形で進展したが、勿論ヘンゼルがすべてを正しく予測したのではない。しかし、ヘンゼルはドイツの二国家体制の解消、二つの経済体制のいずれかへの統合、および東の経済体制に対する西の経済体制の優位、以上三つを正しく予測していた。ドイツの再統一が、二国家体制を解消させ、一つの経済体制を選択させ、それが西の経済体制であった以上、これを事前に予測したヘンゼルの経済体制論は正当に評価されなくてはならない。

年報誌『オルドー』(ORDO)第12巻(1960・1961併巻号)に、ヘンゼルは「東西の経済社会体制の構造対立か接近傾向か？」(Strukturgegensätze oder Angleichungstendenzen der Wirtschafts- und Gesellschaftssysteme von Ost und West?)と題する論文を発表した。この中でヘンゼルは、東西の工業技術水準が接近するにともなって東西の経済社会体制も次第に接近あるいは収斂して第三の混合体制になるという、当時話題になったヤン・ティンバーゲンの収斂予測を批判した<sup>(19)</sup>。

その批判の根拠は、異なる秩序原理に基づく二つの経済体制は、互いに接近し収斂することはないとするヘンゼルの秩序理論によるものだった。ヘンゼルは、もし体制の接近があれば、それは東西双方が体制の接近を欲しなければならないとし、しかし双方が自己の体制を最善とする限り、体制の接近や収斂はありえないとした。さらに、混合体制もないとすると、現実政策による妥協もありえないとした。しかし、それでもなお両体制の接近が望まれるなら、以下のようにするしかないとして、ヘンゼルは自己の見解を次のように述べた。

「それは、一つの体制が他の体制に完全に接近することが問題になるだけであろう。しかし、これは一つの体制が他の体制へと完全に転換することを意味するであろう。この問題は、再統一の場合に、ドイツにとっては極めて現実的である。しかも、二つのドイツ地域を統合する経済政策は、個別の政策が、自由な社会と分散した運営体制の明白な根本決定によって方向づけられなければ成功しえない」<sup>(20)</sup>

ヘンゼルが、ドイツ国民が二つの経済体制の二者択一を迫られるなら、それは極めて現実的

な (hochakutuell) 問題としながらも、選択されるのが西の経済体制であることを予測したことは、以上によって明らかである。

福田敏浩が比較体制論の研究において、ヘンゼルの移行論を「西ドイツの再統一を予想した炯眼は特筆に価する」<sup>(21)</sup>と評価したのも当然である。

## 二 ヘンゼルの経済体制論

### (一) 三つの前提

ヘンゼルが東ドイツから西ドイツへの国家体制の移行を、結果として正しく予測できた理由は、その経済体制論が三つの前提に立っていたからである。

第一に、ヘンゼルは、歴史が法則ではなく、秩序によって変化するという歴史理論を前提にしていた。ヘンゼルは、既に述べたように歴史発展の思惟でなく、秩序の思惟をもっていた。これによって、経済体制は歴史発展の法則ではなく、人間の形成する秩序によって変化するとした。すなわち、マルクスのように歴史の中に法則を発見するのではなく、秩序の発見を問題にした。この歴史理論はオイケンが開拓したものであり、ヘンゼルはこれを継承した。

経済体制は、これを詳細に比較すれば同一種類で、例えば計画分散型の市場経済でも、集中型の計画経済（中央管理経済）でもその間に相異があり、同一種類であっても歴史とともに変化する。経済体制のこのような多様性と歴史性は、ただ一つの法則では説明しきれない。この問題に直面して経済体制をより現実的に具体的に明らかにしようとしたのがオイケンであり、ヘンゼルであり、また、現在も続くオルドー（秩序）学派の研究者達である。

ヘンゼルは既に述べたように、1960年代に秩序の思惟によって東西両体制の収斂予測を否定した。経済体制が収斂するという必然性に、疑問を抱いたからである。さらに、1970年代にウイリー・ブラントの東方政策以降、東西両体制の平和共存が政治の現実とされたときにも、以下のようにこの見解を批判した。

「ドイツの分裂は、政治の議論ではいわゆる現実に従うとされている。この現実とははや除去できないし、国際政治の永続状態とされている。実際には、歴史が教えているように、このような『現実』(Realität)とは多くは疑わしいものである。というのは、ここにいう将来とは、現在の現実の投影に過ぎないからである。大きな王国も帝国も不滅と思われたが、消滅したり小国に分裂したりしてきた」<sup>(22)</sup>

以上のように、ヘンゼルは歴史を形成論で解明し、必然論で解釈する歴史理論とは対立した<sup>(23)</sup>。歴史を秩序の形成として、現在の投影とも法則の結果ともみなさなかつた。ヘンゼルがドイツの国家体制の移行を予測できたのは、このような歴史理論を前提にしていたからである。

第二に、ヘンゼルは経済体制の種類は多様でも、二つに大別されるという経済体制の二分法を前提にしていた。ヘンゼルの用語では市場経済 (Marktwirtschaft) と中央管理経済 (Zentralverwaltungswirtschaft) の二つである。ヘンゼルによれば、経済活動は計画なしには成り立たない<sup>(24)</sup>。国民経済も国際経済も、家計、企業、政府が立てる数々の計画が整序されて成立する。このように、すべての経済活動は計画によって成り立つという理解によってヘンゼルは、市場経済と計画経済という、今日広く用いられる用語を避けている<sup>(25)</sup>。

しかし、どの用語を用いるかは別として、経済活動の調整を市場と政府のいずれに委ねるか

によって経済体制を二分する点ではヘンゼルも同じだった。ただし、経済活動の調整が市場に委ねられるときは計画立案の主体が家計、企業、政府に分散され、政府のときは主体が政府に集中する点が、ヘンゼルの特徴であった。計画が分散されることを市場経済、集中するときを中央管理経済とした。これについて、ヘンゼルは以下のように言う。

「可能な計画システムから見ると、分業化した全体過程には分散計画か、集中計画か二つの経済秩序しかありえない」<sup>(26)</sup>

ドイツの再統一に際して、二つの経済体制を明確に区分し、東ドイツの西ドイツへの体制転換（Transformation）を予測できたのは、ヘンゼルが以上のように経済体制の二分法を前提にしたからである。

第三に、ヘンゼルは秩序の相互依存性（Interdependenz der Ordnungen）を前提にしていた。国家を人間共同生活の単位とすれば、国家は政治・経済・社会の生活領域に分けられる。国家は、これらの生活領域の構成体であり統一体である。したがって、政治・経済・社会には、それぞれ固有の生活領域があり固有の秩序があるとしても、国家が統一体である限り、それぞれの秩序の間には相互依存性があり整合性もなければならない。これが、秩序の相互依存性ということである。

国家を政治・経済・社会の三者の生活領域からなる構成体とすれば、三者の秩序関係は以下のように説明できる。例えば、経済がヘンゼルのいうように計画の分散による市場経済であれば、政治も権力が分散する民主政治となり、社会も権利を同等に分散させる契約社会あるいは自由社会となって、政治・経済・社会の間には秩序原理の整合性が成立する。さらに、このような秩序原理をもつ国家は分権型国家を形成する。これに対して、計画が集中すれば計画経済となり、政治も権力が集中する専制政治となり、社会も権利が集中する血縁社会あるいは管理社会となる。そして、このような国家は集権国家になる。

秩序の相互依存性に関して、ヘンゼルは基本法（西ドイツ憲法）を論じた中で以下のように述べている。

「ドイツ連邦共和国の基本法において、国民には一連の基本的人権が保障されている。基本的人権が、われわれの自由と秩序をもつ社会の基礎である。これとともに、自由な生活形成の領域が、経済、文化、社会、そして政治においてもつくられている。同時に、基本的人権によって、国家権力がそれを超えて行使されない限界も定められている」<sup>(27)</sup>

先に見たように、1990年10月3日のドイツの再統一は、経済と社会にとどまらず政治をも含んだ全面的な体制転換であった。このような全面的な体制転換が生じたということは、国家を構成する政治・経済・社会の間に秩序の相互依存性があることを実証している。ヘンゼルが経済体制にとどまらない国家体制の全面移行を予測できたのは、以上のように秩序の相互依存性を前提にしていたからである。

## （二）計画のバランス・シート

経済体制の変化・移行・転換に関する議論は、資本主義が様々な理由で社会主義へと体制転換（Transformation）するというマルクス、シュンペーター、ティンバーゲン、ガルブレイスト、これに反するミーゼス、ハイエク、レプケ、オイケン、ブキャナンの系列がある<sup>(28)</sup>。

ミーゼス系列の議論の中心は、経済活動を市場の価格調整以外の調整原理で行なおうとして

も成功しないことを明らかにすることだった。ミーゼスが1920年から30年代にかけてランゲとの間で展開した経済計算の問題は、このテーマをめぐるものだった。オイケンの計画経済（中央管理経済）批判も、経済計算に関するものでありミーゼスと同一線上にあった<sup>(29)</sup>。オイケンはナチス計画経済で、政府の管理調整が価格管理に始まり、生産管理、消費管理、分配管理、投資管理へと管理の連鎖を生じさせ、いかに経済活動を硬直させるかを身をもって経験した。この経験によってオイケンは、価格調整を他の調整原理で置きかえることは不可能だと判断した。なぜなら、計画経済が経済活動を硬直させるのは経済計算を市場の価格のように合理的に行なえないからである。

しかし、ミーゼスに始まる社会主義批判は経済計算の合理性以上には進展しなかった。ミーゼス系列の計画経済批判には、価格に代わる調整原理の議論がなかった。これに対してヘンゼルは、価格調整以外の調整原理を計画のバランス・シート（Planbilanz）と名づけて、これを説明し検証した。

ヘンゼルは1917年のロシア革命のとき、指導者レーニンが共産主義には頼るべき経済政策の指針がないと嘆いたというエピソードを紹介し、この新しい国家体制には経済政策上の欠陥があったことを明らかにした<sup>(30)</sup>。ロシア革命は、資本主義の歴史を批判して、工業の発達の陰で生じた資本集中・貧富格差・階級闘争などの経済社会問題を克服する目的でスタートした。しかし、歴史の批判だけでは、新しい国家体制は建設できない。これを可能にする、理論と政策が必要である。ロシア革命が73年後、1990年のソ連邦の崩壊によって共産主義あるいは社会主義の成否が問われることになった理由の一つを、ここに求めることができる。

国家体制を支える経済体制は経済秩序で構成され、経済秩序は秩序形態で構成されるというのがヘンゼルの経済体制論である<sup>(31)</sup>。

経済財を消費し生産しようとするときに、経済体制は欠かすことができない。特に、人間が欲求をもち欲求を充足するため経済財を必要とし、しかも不足がちな経済財の生産を人間相互の協力関係によって持続させ増加させ、欲求の充足を計るときに経済体制は欠かせない。経済体制は、生産と協力を効果的に形成する経済秩序として生じてきた。

ヘンゼルは、経済秩序を道徳的、法律的、形態的構成体と表現している<sup>(32)</sup>。それは、経済秩序が道徳・法律・形態によって構成されるということである。経済秩序を構成する形態に関しては、以下の八つが秩序形態として挙げられている<sup>(33)</sup>。

(1) 計画の形態。これは、すでに述べたように分散計画と集中計画とに二分される。(2) 所有の形態。これは、私有と公有に二分される。あるいは共有を入れれば三分される。(3) 企業の形態。これは、私企業や公企業、これらの間にも様々の形態がある。(4) 意志決定の形態。これは企業の意志決定のことで、集团的意志決定と単独的意志決定に二分される。(5) 業績計算の形態。利潤原理と計画達成原理に二分される。(6) 価格の形態。これは、公定価格と市場価格とに二分される。(7) 市場の形態。これは、競争市場から寡占市場さらに独占市場と様々の形態がある。(8) 貨幣の形態。これは、中世の金貨銀貨のような鑄造貨幣を別にすれば、今日では信用通貨が使われ、これは現金通貨と預金通貨に二分される。

ヘンゼルの経済体制論は、以上の形態が法律と道徳との結合によって特定の経済秩序となり、それが経済体制を形成すると説明する。上に挙げた八つの秩序形態の中で、最も中心になるのは計画の形態である。計画の形態が、分散計画になるか集中計画になるかによって、既に述べ

たように経済体制は市場経済と計画経済（中央管理経済）とに二分される。計画の形態を中心にその他の諸形態が結合されるが、この結合の形式によって多様な経済秩序が生じ、また経済体制も決まってくる。

計画分散型の市場経済では、家計・企業・政府の多種多様の計画が多数の市場で価格の調整によって需要と供給が均衡し、これによって欲求の充足がはかられる。これに対して、計画集中型の計画経済（中央管理経済）では価格調整を排除するので、これを他の調整原理で代替しなくてはならない。計画のバランス・シートと残高数量（Mengensalden）が、その代替原理になる。計画のバランス・シートは市場に、数量残高は価格に相当する。価格に代わる数量残高についてヘンゼルは、以下のように述べている。

「経済学には、ただ二つの不足表示の形態しか知られていない。経済全体の不足差額は（a）価格によるか、あるいは（b）財貨における計画のバランス・シートの数量残高によるしかない。価格や計画のバランス・シートがどのように成立するかによって、不足差額がどの程度正しく、場合によってはどの程度誤って表示されるかが決まってくる」<sup>(34)</sup>

ヘンゼルの計画のバランス・シートは、戦時経済で帝国皮革局に勤務した経験に基づいていた<sup>(35)</sup>。価格の上昇と下落で知られる需要と供給の不均衡が、計画のバランス・シートでは、貸借対照表の負債（貸し方）と資産（借り方）の差額としての数量残高で表示される。

ヘンゼルによる貸借対照表の一般的な形では、負債（貸し方）には（1）期末の在庫、（2）国内需要（消費・用途）、（3）輸出があげられ、資産（借り方）には（1）期首の在庫、（2）国内供給（生産・調達）、（3）輸入があげられる。

計画のバランス・シート（一般形式）

資産（借り方）	負債（貸し方）
1. 期首在庫	1. 期末在庫
2. 国内供給（生産・調達）	2. 国内需要（消費・用途）
3. 輸入	3. 輸出

計画のバランス・シートの負債（貸し方）は市場の需要に、資産（借り方）は供給に相当する。計画のバランス・シートの一例を、ヘンゼルが示した革靴製造と皮革製造によって説明すると以下のようになる。

革靴製造のバランス・シート

資産（借り方）	負債（貸し方）
1. 期首在庫 10,000足	1. 期末在庫 10,000足
2. 国内供給（生産・調達）数量残高 500,000足	2. 国内需要（消費・用途） 500,000足
3. 輸入 0足	3. 輸出 0足
計 510,000足	計 510,000足

単純化のために、輸出と輸入のない封鎖経済を仮定する。負債（貸し方）の側には、期末に1万足の靴の在庫を予定する。靴の消費と用途の項目には、靴のさまざまな需要が合計で50万

足あったとする。もし資産（借り方）の側に期首の在庫が1万足しなければ不足する数量残高は50万足になる。当然、不足する数量残高は国内で生産・調達されなくてはならない。この例では、革靴製造に求められる生産・調達が不足する数量残高の50万足になる。この数量残高が、価格表示のないときに不足の表示の役割を果たす。

靴のような消費財は、これを生産するために中間財、さらに原料となる生産財までを必要とする。靴の生産には、資本と労働が加わるので、これらを含めると一層複雑な生産関係のバランス・シートになる。ここでは単純化して、消費財・中間財・生産財の関係だけにして、これを説明すると以下のようになる。

皮革製造のバランス・シート

資産（借り方）		負債（貸し方）	
1. 期首在庫	20トン	1. 期末在庫	20トン
2. 輸入	0トン	2. 輸出	0トン
3. 国内供給（生産・調達）	880トン	3. 国内需要（消費・用途）	
4. 数量残高	300トン	1. 革靴製造用皮革	500トン
		2. 鞆製造用皮革	200トン
		3. ベルト製造用皮革	100トン
		4. その他	380トン
計	1,200トン	計	1,200トン

先の例で靴製造の50万足の数量残高は、この生産に必要な皮革の需要となって皮革製造のバランス・シートの負債（貸し方）に、革靴製造用皮革500トンと記入される。靴のほか鞆やベルトなど様々の用途が記入される。先の革靴製造と同じく、皮革製造でも、期末と期首との在庫によって必要となる原料である皮革が数量残高で示される。皮革製造にとって、原料となる皮革は、屠殺される牛や馬の頭数で自動的に決まるので国内での生産・調達には限度がある。

ヘンゼルの計画のバランス・シートは以上のように、消費財の資産（借り方）に現れる不足の数量残高を中間財の負債（貸し方）の消費・用途に移し、これによって生じる不足の数量残高を中間財の資産（借り方）に移し、さらに原料の負債（貸し方）に移すことで計画の全体調整ができる原理を示したものである。ヘンゼルは、しかし、このような数量残高調整が価格調整を代替できるとは判断しなかった。その理由は、経済体制が解決しなければならないのは計画問題だけでなく、この他に効率問題と利益問題があるからである。以下で、このことを説明する。

### （三）経済体制の三つの問題——計画・効率・利益問題——

経済体制が、欲求の充足に必要な経済財の生産と、分業による生産に欠かせない人間相互の協力を効果的に形成しようとするれば、三つの問題があるとヘンゼルは論じる。

一つは、経済活動に生じる多数の需要計画と供給計画とを、消費財・中間財・生産財のすべての品目や数量にわたって部分的に一般的に調整しなくてはならない。この計画調整がなされないと、生産と協力の効果的な形成が果たせない。この計画調整は、既に述べたように、原則

として市場価格によるものと数量残高によるものの二つがある。市場価格による場合は、家計・企業・政府がそれぞれ独立した計画立案の主体となり、価格によってすべての計画が需要と供給の両面で調整される。数量残高の場合には、既に説明したように、バランス・シートの負債（貸し方）と資産（借り方）の双方で、消費・用途と生産・調達を調整するため、多くの主体の個別計画は斥けられて政府がすべての計画のバランス・シートを一元管理することになる。ヘンゼルは、前者の市場価格を経済秩序の中心とする経済体制を市場経済、後者の数量残高を中心にするものを計画経済（中央管理経済）と名づけたのである。

二つは、計画調整が市場価格あるいは数量残高のいずれかで行われるとしても、これが効率よくなされるときとそうでないときとは明らかに優劣の差が生じる。この差は、経済体制の効率問題を生じさせる。この問題は、生産と協力を高める秩序の形成に帰着する。このための秩序には、統制と自由の二つがある。統制は、ノルマを課して人間相互を競わせて効率を上げる秩序である。自由は、各人の自発性で効率を上げる秩序である。人間は通常、強制による秩序では効果的な生産と協力は実施しない。各人の創意による秩序が効果的である。明らかに、この点で自由の秩序が、統制の秩序に勝っている。分散計画の市場経済が、集中計画の計画経済（中央管理経済）より人間の創意・工夫・意欲を十分に発揮させる。人間は、上意・指令・罰則ではお座なりのことしかなくなる。その結果、効率のわるい生産と協りに終わる。1990年代に発生した社会主義諸国での体制転換のドミノ現象は、計画経済（中央管理経済）が効率問題の前に崩れ去る歴史でもあった。

三つは、利益問題である。人間は自己の利益のためであれば進んで行動するが、自己の利益を犠牲にしてまで他人の利益のためには通常行動しない。したがって、生産と協力が、各人の自己の利益によって高められるだけでなく、他者を犠牲にして自己の利益を計ることに利用されないための秩序が必要である。これは、自己の利益を抑制する秩序である。私益が、公益にバランスするための秩序である。市場経済では、顧客を得るのに他者との競争で自己の利益を抑制しながら目的を達成させる秩序として市場が役立ってきた。市場は、需要と供給をバランスさせるだけでなく、私益と公益のバランスにも役立っている。

しかし、計画経済（中央管理経済）ではこのような市場による個別の利益の抑制ができないので、権力による抑制が行われる。ここでは計画の形態は集中型、所有の形態は公有、企業の形態も公企業であるので、公益事業の発展には適している。公共関連事業や福祉関連事業などには、個別の利益を抑制しやすい計画経済（中央管理経済）が効果的である。これらの事業に必要な租税と社会保険料の徴収も容易である。ただし、自己の利益を抑制しすぎる経済体制には、先に述べた効率を損なう欠点がある。

私益と公益のバランスは、市場経済の枠を維持しながら、各人が公益が私益になる関連を納得できる秩序の形成で解決するのが望ましい。

### 三 統一後のドイツの課題

1990年のドイツの統一は、旧東ドイツにとっては画期的な国家体制の転換であった。また、経済体制の転換でもあった。この経済体制の転換を、旧西ドイツは1948年の通貨改革のときに経験した。当時、通貨改革で西ドイツに生じた経済復興は、経済の奇跡と呼ばれた。しかし、

1948年に西ドイツが経験した経済復興は、1990年の旧東ドイツには起こらなかった。体制転換でみれば、両者ともにヘンゼルのいう集中計画から分散計画への経済体制の移行であった。だが、通貨改革の当時のような数ヵ月後の経済復興は、旧東ドイツでは起こらなかった<sup>(36)</sup>。それだけでなく、統一から14年を経ても、20%近い失業率はいまなお続いている。時代背景を異にする二つの体制転換を、単純に比較はできない。しかし、両者の間には際立って異なる点がある。それは、1948年の体制転換が、当時の経済大臣ルードウィッヒ・エアハルトを中心とする内生的・主体的・能動的体制転換であったのに対して、1990年の旧東ドイツ体制転換は外生的・他動的・受動的であったことである。この差が、旧東ドイツに経済復興を即座にもたらさなかった原因の一つである。

ヘンゼルは、先にも述べたように、経済秩序は道徳的、法律的、形態的構成体<sup>(37)</sup>であると言った。秩序は、形態・体制・制度・組織・様式・類型・タイプ・システムなどと類似の用語であるが、これら類似の概念には共通する点がある。それは、簡単に模倣できるが、秩序や制度や組織を生かすのは人間であるということである。

例えば、選挙制度は適任者を多数者の総合判断で選定する制度であるが、買収行為で制度がゆがめられれば所期の目的は果たせない。秩序、制度、組織でも、正しく運用されるには条件設定が不可欠である。選挙では、買収等の行為が生じない条件設定が必要である。秩序や制度や組織を取り入れるときには、どのような条件設定が必要か事前に十分研究することが大事である。旧東ドイツでも、分散型計画の市場経済が取り入れられる際、事前に東ドイツの現実との適合性をチェックする必要があった。東ドイツの体制転換が、十分な成果をあげていないとすれば、秩序と現実との照合が十分に行われなかったからである。このこととの関連で、ヘンゼルが、経済秩序を、単に形態と法律の構成体とせず、道徳の構成体としたのは意義あることであった。

統一後のドイツの課題として、秩序と制度と組織との十分な条件設定と、その形成とがあげられる。ドイツには、社会的市場経済をはじめとして、社会保障制度にも世界に先駆けて建設された優れた体制・制度・組織が少なくない。このような諸構成体を生み出した根底に、オイケンのいう秩序の思惟が働いていることは明らかである。統一後の課題として、秩序と制度と組織との十分な条件設定をあげても、ドイツはこれに応えられるはずである。

アルフレッド・シューラーとラルフ・ヴェーバーは、1945年のドイツの分裂から1990年の再統一までを、個人原理 (Individualprinzip) と集団原理 (Kollektivprinzip) で分析した<sup>(38)</sup>。二人によると、1945年に東ドイツは集団原理をもってソ連の体制に組み入れられた。1961年にはベルリンの壁が構築されたが、これは個人原理によって経済復興に成功した旧西ドイツが旧東ドイツに勝利した証明であった。しかし、勝利した西ドイツにも経済復興とともに利益・圧力団体が集団原理をもって出現した。これによって、経済復興の推進力が失われ始めた。この間1970年代はSPD (社会民主党) の政権時代であったが、集団原理が個人原理を圧倒し、国家予算に占める公共事業と社会保障の比率は高められ、国家予算の規模も大きくなった。1990年に政権は、1982年SPDからCDUへと交代していたが、コール首相の個人原理を支持する立場にもかかわらず個人原理と集団原理との勢力関係は大きくは変わらず、国家予算の規模も著しくは変わらなかった。

シューラーとヴェーバーは統一の時期が、このように旧西ドイツ国内でも集団原理が優勢で

あるときであったことに注目する<sup>(39)</sup>。旧東ドイツは、統一まで集団原理による国家であった。このような旧東ドイツが旧西ドイツに編入される時、旧東ドイツの集団原理とはげしく衝突する個人原理でなかったことが、旧東ドイツの体制転換を容易にしたと二人は判断したのである。この点は、旧東ドイツにとっては激変緩和の役割を果たしたことになるが、反面、旧西ドイツにとっての旧東ドイツの援助負担を一層大きくし、さらに統一後のドイツにとっても、政治的と経済的と両合理性の間の摩擦を一段と激しくすると二人は分析したのである<sup>(40)</sup>。

二人のあげる二つの原理は、これらの原理を支える価値を明らかにすると分かりやすい。またそれによって、二人があげた問題も理解しやすい。まず、個人原理は自主・自治・独立を価値とする。これらは、自由主義を支える価値でもある。したがって、二人のあげた個人原理というのは自由主義と言い換えることもできる。次に、集団原理は、団結・連帯・組合を価値とする。同じく、これらは社会主義を支える価値でもある。同じように、二人のあげた集団原理は社会主義とも言い換えられる。

今日、旧西ドイツが旧東ドイツの失業、経済インフラ、公害対策に負担する連帯税は、集団原理がこれを支える思想基盤となっている。もし、個人原理が前面に出れば、旧東ドイツの経済復興は自己負担を求められていたかもしれない。しかし、集団原理が一時の援助・救済・協力にとどまらず、これが永続・固定・慣例となると、集団原理の非効率の問題となるのは疑いない。この点に関連して、シューラーとヴェーバーは、二つの原理の綱引きが経済合理性と政治合理性との摩擦を一段と激しくしていると分析した。多くの経済問題の解決が、弱者の救済という集団原理の心情に乗せられて、経済合理性ではなく政治合理性の問題として政策決定されると、経済合理性を損なう結果を生じる。

この種類の問題は、新しいようで古い問題である。かつては、資本主義批判の核心の一つが分配の不平等であった。豊かな階層の所得・資産を貧しい階層に移転するのは、団結・連帯・組合を価値とする集団原理や社会主義の自然な結論である。しかし、所得の平等な分配は、生産の非効率という別の問題を生じさせる。

シューラーとヴェーバーとが二つの原理によって明らかにした問題は、ヘンゼルの経済体制論との関連では、集団原理の勢力は、経済体制を計画分散型の市場経済から計画集中型の計画経済（中央管理経済）への逆転換を促す契機になる。ヘンゼルの秩序形態で言えば、計画の形態が分散型から集中型、所有形態が私有から公有、企業形態では私企業から公企業への逆転換が起こることになる。経済体制の逆転換が、経済効率を損なうことのないようにするには、分散計画型の市場経済の維持が必要である。このためには、この経済体制を、思想基盤で支えてきた自主・自治・独立の価値を失わないことが肝要である。この思想基盤は、ヨーロッパでは工業化・都市化・大衆化の中で、自由よりは安全を求める人間の精神欲求とともに次第に衰退し、侵食され、動揺している。

したがって、統一後のもう一つのドイツの課題は、秩序・制度・組織の条件設定にとどまらず、経済的には評価の定まった民主政治・市場経済・契約社会を根底で支える思想基盤を反省し再建することである。これは、集団原理と社会主義を根底で支える思想基盤を軽視するというのではなく、ドイツが基本法で定めた国家体制の中核を個人原理に置くのが秩序整合性から正しいからである。

註

- (1) “Together again?”, in, The Economist, June 17 1989.
- (2) 「両独の国家条約案」(朝日新聞 1990年5月19日)  
ドイツ語名称はeine Währungs-, Wirtschafts-, Sozialunion zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der DDR.
- (3) 「ドイツ統一条約要旨」(日本経済新聞 1990年9月1日)  
ドイツ語名称はVertrag über die Herstellung der Einigkeit Deutschlands oder Einigungsvertrag.
- (4) Kurt Sontheimer, Wilhelm Bleek: Grundzüge des politischen Systems der Bundesrepublik Deutschland, S. 105.
- (5) a. a. O., S. 103.
- (6) 「ドイツ統一条約要旨」(日本経済新聞 1990年9月1日)
- (7) 同上。
- (8) Taschenbuch über Deutschland. 3. Aufl., 1981, S. 72.
- (9) ドイツ分断の時代を、東西両ドイツがそれぞれ憲法を公布した1949年をもって、分断の始まりとすれば、1990年10月3日の国家統一まで、その歴史は41年となる。分断の歴史を1945年に始まるとしたのは、分断をドイツの占領から始まるとしたからである。
- (10) 鉢野正樹『現代ドイツ経済思想の源流』(1989年 文真堂) 223頁～235頁。
- (11) 鉢野正樹「カール・ポパーの経済学方法論」(1985年 北陸大学紀要 第9号) 30頁。
- (12) 「ワイツゼッカー初代大統領の演説要旨」(朝日新聞 1990年10月4日)
- (13) 同上『現代ドイツ経済思想の源流』56頁。
- (14) J・シュトライザント著 小森潔他訳『ドイツ人民の歴史』(1983年 未来社) 7頁。
- (15) 同掲書。7頁。
- (16) 福田敏浩著『体制転換の経済政策——社会主義から資本主義へ——』(1996年 晃洋書房) 15頁。
- (17) K. Paul Hensel: Grundformen der Wirtschaftsordnungen, 1972, S. 11.
- (18) Walter Eucken: Grundsätze der Wirtschaftspolitik, 4. unveränderte Aufl. 1968, S. 208. 私訳による。  
W・オイケン著 大野忠男訳『経済政策原理』(1967年 勁草書房) 280頁。
- (19) 同上『体制転換の経済政策——社会主義から資本主義へ——』40頁。
- (20) K. Paul Hensel: Strukturgegensätze oder Angleichungstendenzen der Wirtschafts- und Gesellschaftssysteme von Ost und West? in: ORDO 12. band, 1960/1961, S. 328.
- (21) 同上『体制転換の経済政策——社会主義から資本主義へ——』43頁。
- (22) K. Paul Hensel: Grundformen der Wirtschaftsordnungen, S. 174.
- (23) 鉢野正樹「社会的市場経済とは何であるか? ——フランツ・ベームの独占理論との関連において——」(『北陸大学紀要』第5号 1981年) 61頁。
- (24) a. a. O., S. 21.  
「不足緩和という主要問題のために経済活動は、常に計画を必要とする。すべての経済活動は必然的に『計画経済』である」
- (25) a. a. O., S. 103.
- (26) a. a. O., S. 23.
- (27) a. a. O., S. 98-99.
- (28) Norbert Klöten: Zur Transformation von Wirtschaftsordnungen, in: ORDO Band 40, 1989, S. 104-107.
- (29) Gernot Gutmann: Euckens Ansätze zur Theorie der Zentralverwaltungswirtschaft und die Weiterentwicklung durch Hensel, in: ORDO Band 40, 1989, S. 56.
- (30) K. Paul Hensel: Grundformen der Wirtschaftsordnungen, S. 11.
- (31) ヘンゼルの用語では、経済体制・経済秩序・秩序形態(形態要素)は以下のようなものである。  
経済体制: Wirtschaftssystem 経済秩序: Wirtschaftsordnung  
秩序形態(形態要素): Ordnungsform (Formelement)
- (32) a. a. O., S. 18.
- (33) a. a. O., S. 19-20.
- (34) a. a. O., S. 22.
- (35) Gernot Gutmann: Euckens Ansätze zur Theorie der Zentralverwaltungswirtschaft und die Weiterentwicklung durch Hensel, S. 59.
- (36) Alfred Schüller/Ralf L. Weber: Deutsche Einheit: Wirtschaftliche Weichenstellung zwischen politischer und marktwirtschaftlicher Rationalität, in: 50 Jahre Soziale Marktwirtschaft, 1998, S. 381.
- (37) 註(32)を参照。

- (38) a. a. O., S. 368.
- (39) a. a. O., S. 381.
- (40) a. a. O., S. 381.